

大項目	中項目	番号	項目	評価根拠	必要となる根拠資料	合格 条件付合格 不合格 N/A(適用外)	全体	クロマグロ	マダイ	
1. 種苗	人工種苗証明	1.1.1	下記の内容の記録を保持し、人工種苗であることの証明が可能な状態にする。	1.1.1.2-1.1.1.3を満たす事						
		1.1.1.1	人工種苗の証明のために、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、餌料系列、投薬、総重量または暫定尾数等を記録する。	人工種苗に関して、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、餌料系列、投薬、総重量または暫定尾数等を記録している。	記録書面による確認	合格	- 記録は書類ならびにシステムで管理している情報が保管されていた。	- 近大から人工種苗を購入する。 - 種苗経歴証明書で情報を入力していた。以下確認。 出荷日 2017/8/1 飼育施設 浦神事業所 採卵・受精方法、産卵場所、親魚情報、受精年月日等 必要な情報を確認し、記録していた。	- マダイは種苗購入はない。	
		1.1.1.2	種苗生産者が受精卵を購入した場合は、購入元・購入年月日を追記し、購入元に上記と同様の情報について照会を求め、記録する。	受精卵を購入した場合の納品書によって、購入元、購入年月日等が照会可能である。	納品書・購入記録の確認	合格	- クロマグロ、マダイとも受精卵を購入する。	- 近大から受精卵を購入する。 - これまでは請求書のみ受領し、証明書はなし。 - 2017/10/1付けアーマリン近大請求書「クロマグロ卵」との記述を確認した。 - 今後1.1.1.1の情報を入力する予定である。	- 近大から受精卵を購入する。 - これまでは請求書のみ受領し、証明書はなし。 - 2017/10/12付け近大請求書「マダイ卵」との記述を確認した。 - 今後1.1.1.1の情報を入力する予定である。	
		1.1.1.3	人工種苗出荷時に当該記録を生産履歴として提供が可能である。	1.1.1.1および1.1.1.2に関連する資料を適切に保管し、提供可能な管理体制を構築する。	記録の保管および提供体制に関する書面による確認	合格	- クロマグロ、マダイとも種苗を販売する。	- 2017/11/13 養殖業者向け - H23年産人工孵化クロマグロ 種苗経歴証明書を提出した。 - これまでは要望があれば、出荷完了後に送付していた。 - 今後SCSAとして販売時は、常に発行予定。	- マダイは今回初めて地元養殖業者へ出荷。 - 種苗経歴証明書は要望がなく出さなかった。 - 今後SCSAとして販売時は、常に発行予定。	
	人工種苗証憑の保管	1.1.2	人工種苗であることの証明のために、下記の方法でDNA鑑定が可能な状態で保存しておく。認証機関は、必要に応じて親魚及び種苗に関して親子鑑定を含むDNA鑑定を実施する。	1.1.2.1-1.1.2.3を満たすこと。						
		1.1.2.1	種苗生産に使用したすべての親魚の鱗等の組織小片の凍結保存（サンプル重量1g以上）を行う。組織小片の入手が困難な場合、当該種苗群より50個体以上の全魚体の凍結保存（サンプル重量1g以上）を行う。	親魚の鱗等の組織小片（サンプル重量1g以上）および当該魚群より50個体以上の全魚体の凍結保存を行っていること	サンプルが保存された明確な記録と現物の写真あるいは現地審査による存在の確認	条件付合格	- 保管の手順が文書化されていた。 1.1.2.1 遺伝子情報の証明 1.2.2. DNA鑑定実施の提供 - これから当該魚群50個体を凍結保存する予定。 フリーザーバックに入れて、データを記入し冷凍保存する。 給餌データにも情報を記録予定。 保管予定場所を確認した。 未実施であるが、要求事項を理解し実施予定であるため、今後実施することを前提に条件付合格とする。	全体に同じ	全体に同じ	
		1.1.2.2	保存した組織小片、または魚体の凍結保存は魚体の識別情報と厳密に紐付けて保存し記録する。	1.1.2.1に関する識別情報を記録、各サンプルに明示し、混同が起らないように保管している。	識別情報の記録と各サンプルの現物写真あるいは現地審査による存在の確認	N/A	今回は初回審査のため保存実績なし。保管状況は次回審査で確認する。	全体に同じ	全体に同じ	
		1.1.2.3	組織小片または魚体は、最終産物として当該養殖魚が出荷されてから5年の保存を要する。認証機関からの要請があった場合、識別記録及び凍結サンプルを提出する。	1.1.2.1および1.1.2.2で示した各サンプルが5年保存されている事。要請に応じ、各サンプルおよび親魚に関する記録の情報が提出できる状態にある事。	記録書面による確認（これからの場合は念書）	条件付合格	- 保管の手順が文書化されていた。 1.1.2.1 遺伝子情報の証明 1.2.2. DNA鑑定実施の提供 - 今後サンプルを保管する予定であり、要請があれば提出できる。 未実施であるが、要求事項を理解し、文書化された手順と聞き取りで確認できたため、今後実施することを前提に条件付合格とする。	全体に同じ	全体に同じ	
		1.2養殖業者	1.2.1	養殖業者は、人工種苗購入先から提示された生産履歴を保管し、飼育中の魚群と紐つけて開示・提供が可能な状態にする。	飼育中の魚群を育成に関する記録を保管し、種苗生産者から提示された生産履歴と紐つけて開示・提供が可能である。	記録の保管および提供体制に関する書面による確認	合格	- 人工種苗購入先である近大から受領した生産履歴書は、保管されていた。 - 飼育管理記録は以下の様になされている。 陸上施設 飼育ノート 海上施設 稚魚育成データ、給餌帳 - 生簀には番号が付いている。 施設図で確認した。 現場で生簀番号が付けられていることを確認した。 - 帳票と生簀内の魚群との紐付けができる。 - 情報は必要に応じて開示・提供が可能である。	- 種苗購入から生産履歴は全て飼育記録保管。 - 飼育中の魚群はロット管理され、情報提供可能。 - 浦神で孵化した稚魚を昼寝漁場へ入れた記録を確認した。2017/8/3に昼寝入れられている。 - 昼寝漁場の現場、給餌帳の記録を確認した。	- 種苗購入から生産履歴は全て飼育記録保管。 - 飼育中の魚群はロット管理され、情報提供可能。 - 現在マダイは飼育されていない。
	1.2.2		養殖魚が認証を受けた人工種苗から育成されたものであることを証明するために必要に応じてDNA鑑定を実施する。認証機関から要請があった場合、養殖業者は導入した種苗または育成後の養殖魚の凍結サンプルを提出する。	DNA鑑定実施のために認証機関より情報の提供を求められた場合、関連する資料等を提出できる体制を構築する。	記録書面による確認	条件付合格	- 求められたら提供可能であることを、口頭で確認した。 未実施であるが、要求事項を理解し実施予定であるため、今後実施することを前提に条件付合格とする。	全体に同じ	全体に同じ	
	2.1識別および分別	2.1.1	種苗生産者の管理	2.1.1.1~2.1.1.3の項目を満たすこと						
		2.1.1.1	生産ロットごとに管理し、その管理記録をもとに識別可能にする。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	- 以下の様に入荷ごとに生産ロットを決めていた。 孵化日より1ラウンド 親魚が同じで孵化日が異なる場合は別ラウンド 親魚が異なる孵化日が同じ場合は別ラウンド - ロットは、給餌帳に記載している。 「種苗コード」孵化場所_ラウンド数_(ar)短期育成なら 「魚種コード」(成魚の生簀に入れるとき) 年産_魚種_種苗生産場所_ラウンド数_採卵日_生産場所_沖出し場所_沖出し日_(ar) 「最終管理名称」年産_魚種(カタカナ)_育成場所頭文字_種苗生産場所_生産場所のラウンド数 - 飼育管理記録は以下の様になされている。 陸上施設 飼育データ 海上施設 稚魚育成データ、給餌帳	全体に同じ	全体に同じ	
		2.1.1.2	他の種苗生産者が生産した種苗と明確に識別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。また、他の種苗生産者が生産した種苗と混ぜて出荷しない。	他の業者が生産した種苗と混ぜずに管理しそれを常時把握できる状態である	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	不合格 ↓ 合格	- 現状は、クロマグロは近大孵化とツナドリーム五島孵化の種苗を混ぜている（生簀作り、成長度合いによる調整、出荷時のサイズあわせ）（不合格） - すでに混ぜているものはSCSAとしては出荷しないことを確認した。 - 今後どのように混ぜない運用とするか、検討予定。 → 「SCSA製品認証手順」を構築し、混在しない手順を明確にした。確実な理解と文書化された手順が確認できたことから、不合格を解除とする。 (2018/6/1 解除)	- 現状は、クロマグロは近大孵化とツナドリーム五島孵化の種苗を混ぜている（生簀作り、成長度合いによる調整、出荷時のサイズあわせ）（不合格） - すでに混ぜているものはSCSAとしては出荷しないことを確認した。 - 今後どのように混ぜない運用とするか、検討予定。 → 「SCSA製品認証手順」を構築し、混在しない手順を明確にした。確実な理解と文書化された手順が確認できたことから、不合格を解除とする。 (2018/6/1 解除)	- マダイは近大から受精卵を購入し、ツナドリーム五島で孵化させて種苗生産を行う。 - 他の種苗生産者の種苗は購入せず、混ぜることもない。 - 飼育データ、給餌帳で飼育記録を確認した	
	2.1.1.3	出荷・販売伝票と記録で、種苗生産者名、種苗生産者認証番号、出荷日、種苗魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷日、種苗魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する	データあるいは紙面での飼育管理記録、経歴証明書、販売伝票などの確認	条件付合格	- 飼育管理記録は給餌帳に記載されている。 - 出荷時は請求書を発行する。 - 種苗経歴書は、必要に応じ発行していた。 - 認証発行後は、人工種苗生産者名および認証番号を種苗経歴書に記載予定。 認証発行後初めて記載可能な事項を含むため、条件付合格とする。	エコウ出荷 - 2017/11/13の請求書と種苗経歴書を確認した。 - 後は人工種苗生産者名と認証番号を納品書あるいは請求書に記載する予定。 成魚出荷 - 2017/10/31の請求書を確認した。 - 種苗経歴書は、求められたときのみ提出していた。 - 後は人工種苗生産者名と認証番号を納品書あるいは請求書に記載する予定。	- マダイは今後同様の情報を入力する。 - 後は人工種苗生産者名と認証番号を納品書あるいは請求書に記載する予定。 - 2017/4/12のマダイ出荷時には立会いをした（伝票はこれから発行する。 (到着後、受領側での確認の後に発行するのが慣習)		

大項目	中項目	番号	項目	評価根拠	必要となる根拠資料	合格 条件付合格 不合格 N/A(適用外)	全体	クマガロ	マダイ
		2.1.2	養殖業者の管理	2.1.2.1～2.1.2.3の項目を満たすこと					
		2.1.2.1	養殖時に生産ロットごとに飼育尾数を管理し、その管理記録をもとに他の種苗が混入していないことの証明が可能である。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持し、他の種苗が混入していないことが証明できる	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	不合格 ↓ 合格	- 入荷時にロットで分けて管理をするが、飼育あるいは出荷の際に別のロットとあわせることがある。(不合格) → 「SCSA製品認証手順」を構築し、混入しない手順を明確にした。確実な理解と文書化された手順が確認できたことから、不合格を解除とする。(2018/6/1 解除)	- 入荷時にロットで分けて管理をするが、飼育あるいは出荷の際に別のロットとあわせることがある。(不合格) → 「SCSA製品認証手順」を構築し、混入しない手順を明確にした。確実な理解と文書化された手順が確認できたことから、不合格を解除とする。(2018/6/1 解除)	マダイは種苗生産のみ
		2.1.2.2	出荷時に他の生産ロットと明確に区別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。	出荷時にほかの種苗と明確に区別して管理していることを把握できる状態である。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	不合格 ↓ 合格	- 飼育データは生産ロットで適切に記録されていた。 - 出荷ロットは育成データ・給餌帳にも記録されていた。 - 入荷時にロットで分けて管理をするが、飼育あるいは出荷の際に別のロットとあわせることがある。(不合格) → 「SCSA製品認証手順」を構築し、混入しない手順を明確にした。確実な理解と文書化された手順が確認できたことから、不合格を解除とする。(2018/6/1 解除)	- 飼育データは生産ロットで適切に記録されていた。 - 出荷ロットは育成データ・給餌帳にも記録されていた。 - 入荷時にロットで分けて管理をするが、飼育あるいは出荷の際に種苗生産者の異なる別のロットとあわせることがある。(不合格) → 「SCSA製品認証手順」を構築し、混入しない手順を明確にした。確実な理解と文書化された手順が確認できたことから、不合格を解除とする。(2018/6/1 解除)	マダイは種苗生産のみ
		2.1.2.3	出荷・販売伝票と記録で、人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	出荷、販売伝票、販売記録等で人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売先業者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する。	出荷・販売伝票と飼育管理記録の確認	条件付合格	- 飼育管理記録は、給餌ノート、稚魚育成データ、給餌帳で記録あり。 - 出荷・販売伝票に以下の記載を行う予定である人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売先業者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数 認証発行後初めて記載可能な事項を含むため、条件付合格とする。	全体に同じ	マダイは種苗生産のみ
		付記	同一の種苗生産者から生産された種苗であれば、ロットが異なる群の混入を認め、新規のロットとして管理を行うことができる。ただし、管理記録等で同一の種苗生産者が生産した認証種苗であることを証明できなければならない。	ほかのロットの混入を行う場合、同一種苗業者由来の種苗であることを記録していること。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	不合格 ↓ 合格	- 飼育データは生産ロットで適切に記録されていた。 - 出荷ロットは育成データ・給餌帳にも記録されていた。 - 入荷時にロットで分けて管理をするが、飼育あるいは出荷の際に種苗生産者の異なる別のロットとあわせることがある。(不合格) → 「SCSA製品認証手順」を構築し、混入しない手順を明確にした。確実な理解と文書化された手順が確認できたことから、不合格を解除とする。(2018/6/1 解除)	- 飼育データは生産ロットで適切に記録されていた。 - 出荷ロットは育成データ・給餌帳にも記録されていた。 - 入荷時にロットで分けて管理をするが、飼育あるいは出荷の際に種苗生産者の異なる別のロットとあわせることがある。(不合格) → 「SCSA製品認証手順」を構築し、混入しない手順を明確にした。確実な理解と文書化された手順が確認できたことから、不合格を解除とする。(2018/6/1 解除)	マダイは種苗生産のみ
		2.2.1	種苗生産者	2.2.1.1～2.2.1.5の項目を満たすこと					
		2.2.1.1	稚魚(卵からふ化した状態)入手後の生産履歴および暫定尾数等を時系列にそって正確に記録する。	稚魚の育成、移動履歴、暫定尾数や増減尾数などが時系列にそって記録されている	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	- 孵化以降の時系列の飼育履歴は、以下で記録している 陸上施設 種苗 飼育ノート 海上施設 種苗 稚魚育成データ 海上施設 制御 給餌帳 数量算出方法を確認した。 受精卵 : 購入元からの伝票の数値を確認する。 孵化率 : 1水槽で最低2つのボールで孵化させ、孵化率を算出。マダイ・マグロとも95%程度が通常。記録保管あり。 沖だし : マグロ・マダイとも20尾ずつすくい、一定量ごとに沖へ運ぶ。実数計測を行う。 種苗出荷 : 種苗の出荷は必ず沖から行う。出荷尾数の最終記録が飼育帳に記録される。	- 種苗出荷 : 種苗の出荷は必ず沖から行う。 クマガロ ヨコワ 小割生餌から活魚船に移すときにカメラ撮影しカウント 同日にビデオで再度確認しカウント確認 成魚 1尾ずつカウント - トレースバックを行い、時系列に沿って記録されていることを確認した。 ヨコワ 出荷トレースバック ① 2017/11/1 出荷 成魚 出荷トレースバック ② 2018/4/12 出荷 ヨコワ 出荷時の様子を録画ビデオで確認した。	- 種苗出荷 : 種苗の出荷は必ず沖から行う。実数計測。 - 2017/10/12受精卵アール近大から購入 請求書を確認 G1RMA(五島1ラウンドマダイ) - 陸上施設での飼育記録 ボールで100粒とり、顕微鏡確認で孵化率90%を算出、孵化魚80万粒と算出 - 担当の宮武氏に90%の正当性について聞き取りした。これまでの継続結果の蓄積情報と、採取・算出が妥当と判断していることを確認した。 - 飼育状況記録 H29年度 TDNマダイ(1R)飼育ノート * TDN=ツナドリムナーサー - 2018/4/8-12出荷トレースバックを確認
		2.2.1.2	稚魚の飼育は生餌・水槽ごとに明確に区別して行い、ふ化から種苗出荷までの確実な履歴を保管し、生産履歴が追跡可能な状態にする。	孵化から種苗出荷までの生産履歴が追跡可能な帳簿を保管している。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	- 孵化から出荷までの生産履歴は、飼育管理記録がデータで保管されている。 - 陸上と海上の記録は、分けて管理されている。 - 相互で常時共有はされず、必要に応じて共有(データ・朝礼等)。	- 飼育記録を確認した。 ヨコワ 出荷トレースバック ① 2017/11/1 出荷 成魚 出荷トレースバック ② 2018/4/12 出荷	- 飼育記録を確認した。 飼育状況記録 H29年度 TDNマダイ(1R)飼育ノート 2018/4/8-12出荷トレースバック
		2.2.1.3	出荷重量または出荷尾数を明確に示すことができ、分別管理がなされていた証明として生産履歴の確認が可能な状態にする。	出荷尾数、あるいは出荷重量が明確にされ、分別管理がされた証明となる書類を提示できる	データまたは紙面などによる飼育管理記録と経歴証明書等出荷に関連する記録の確認	合格	- ロットごとに管理し、育成データ、給餌帳で数値の記録がなされている。 - 出荷時には実数カウントを行う - 最終数値を正式に入力記録する	- 飼育記録、出荷記録を確認した。 ヨコワ 出荷トレースバック ① 2017/11/1 出荷 成魚 出荷トレースバック ② 2018/4/12 出荷	- 飼育記録、出荷記録を確認した。 飼育状況記録 H29年度 TDNマダイ(1R)飼育ノート 2018/4/8-12出荷トレースバック
		2.2.1.4	計数後から出荷までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	計数終了時から出荷までの間の死亡魚数や追加収容数などの増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録する。	データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認	合格	- 飼育ノート、稚魚育成データ、給餌帳で、生産履歴の尾数記録あり。 - 死亡魚も記録あり。 - 最終出荷尾数は出荷データに記録あり。 - 減少の可能性 死亡した魚が侵入してきた魚、魚あるいは共食いされた 水中カメラによるカウントすれ ももとの受領数が少なかった - 増加の可能性 水中カメラによるカウントすれ 進入した他の魚をマグロと認識しカウントしてしまう ももとの受領数が多かった - 出荷時に尾数カウントをし、出荷数を確定。この際それまでの想定尾数と差異があった場合は、「不明増・減」の記録を行う。	- 飼育ノート、稚魚育成データ、給餌帳で、生産履歴の尾数記録あり。 - 死亡魚も記録あり。 - 最終出荷尾数は出荷データに記録あり。 - 減少の可能性 ももとの受領数が多かった 稀釈法で算出した数値の誤差 死亡魚の計測のすれ - 増加の可能性 ももとの受領数が多かった 稀釈法で算出した数値の誤差 死亡魚の計測のすれ - 出荷時に尾数カウントをし、出荷数を確定。この際それまでの想定尾数と差異があった場合は、「不明増・減」の記録を行う。	
	2.2トレーサビリティと数量管理	2.2.1.5	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類(記録修正手順書など)の確認	不合格 ↓ 合格	- 2.2.1.5/2.2.2.4 トレーサビリティの証明 育成管理に関する記録の修正手順 を確認した 聞き取りでは理解を確認したが、内容の共有や教育訓練の記録が確認できなかった。 → 教育を実施していたが記録がなかったため、教育記録を作成した。運用全般についての力量評価がなされ、適切に運用がなされる状況であることの記録も提出された。不合格を解除とする。(2018/6/1 解除)	- 全体に同じ	- 全体に同じ
		2.2.1	養殖業者	2.2.2.1～2.2.2.3の項目を満たすこと					
	2.2対象人工種苗飼育管理	2.2.2.1	認証種苗から生産された養殖魚の生産履歴は認証種苗受領から出荷まで生餌・水槽ごとに明確に分けて時系列にそって正確な履歴に記録し、人工種苗受領時まで遡って追跡可能な状態にする。	出荷から人工種苗受領までの正確な履歴などを遡って追跡できる記録を保管している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	- 2.2.1.1に同じ	- 2.2.1.1に同じ	マダイは種苗生産のみ
		2.2.2.2	認証種苗受領後または計数後から出荷終了までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	種苗受領後(種苗生産者が示した尾数)または計数後から出荷終了までの期間の増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録している。	データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認	合格	- 2.2.1.4に同じ	- 2.2.1.4に同じ	マダイは種苗生産のみ
		2.2.2.3	認証人工種苗受領後の飼育履歴、移動履歴を正しく記録し、種苗生産者が提示した出荷尾数より記録尾数が増加していないことを明らかにする。誤差は実数では5%、重量や一部計数からの推定値は10%増の範囲内に収まるようにする。	飼育魚の経歴を正確に記録し、過去に出荷した魚の最終出荷量が誤差の範囲内で一致している	過去の飼育管理記録と誤差数値の確認	合格	- クマガロのサンプル2回の数値を確認した。	- 最終数のデータが出されている生餌分を確認した。 - 昼寝2から2017/10/10-17出荷したケース 1.6%増 - 昼寝4から2017/10/6-10に出荷したケース 1.1%増	マダイは種苗生産のみ
		2.2.2.4	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類(記録修正手順書など)の確認	不合格 ↓ 合格	- 2.2.1.5/2.2.2.4 トレーサビリティの証明 育成管理に関する記録の修正手順 を確認した 聞き取りでは理解を確認したが、内容の共有や教育訓練の記録が確認できなかった。 → 教育を実施していたが記録がなかったため、教育記録を作成した。運用全般についての力量評価がなされ、適切に運用がなされる状況であることの記録も提出された。不合格を解除とする。(2018/6/1 解除)	- 全体に同じ	- 全体に同じ

大項目	中項目	番号	項目	評価根拠	必要となる根拠資料	合格条件付合格不合格 N/A(適用外)	全体	クロマグロ	マダイ
		2.3.1	種苗生産者	2.3.1.1～2.3.1.7の項目を満たすこと					
		2.3.1.1	農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に基づいて適切に使用する。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 以下の手順で適切に投与していた。 ・病状から薬を判断 ・「第30版水産用医薬品の使用について」を確認(毎年最新版を使用) - 医薬品の使用は、給餌帳に記録	- 陸上での種苗飼育では薬品は使用しない。 - 海上での種苗生産では薬品使用あり。	- 陸上での種苗飼育では薬品は使用しない。 - 海上での種苗生産では薬品使用あり。
		2.3.1.2	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書等を5年間保管する。	水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている	購入記録・購入伝票の確認。(添付がある場合、品質検査成績書の確認)	合格	- 医薬品の購入伝票は保管していた。	- 薬品購入伝票(請求書) ベネサル(ブラジクアンテル) QTC 2016/9/30 アスカ アトモレート 2016/9/30 アスカ ECプラス 2018/2/21 アスカ	- 薬品購入伝票(請求書) ダイモン粉末 2018/2/16 アスカ マリンサワー 2018/3/31 アスカ
		2.3.1.3	医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。	保管場所、保管方法を写真または現地審査での確認	合格	- 現場事務所で保管。 - 施錠可能な保管場所であることを確認した。 - 月次で棚卸しを実施している。	全体に同じ	全体に同じ
		2.3.1.4	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生質、使用量等を記録し、5年間保管する。	使用年月日、使用生質、使用量を使用ごとに記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 医薬品は、飼育ノート、稚魚育成データ、給餌帳に記載していた。	- ベネサル投与記録を確認した。	- ダイモン投与記録を確認した。
		2.3.1.5	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。(添付がある場合は品質検査成績書の確認)	合格	- ワクチン使用なし。	全体に同じ	全体に同じ
		2.3.1.6	使用期限の切れた医薬品は適切に廃棄し、廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する	写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	合格	- 以下の手順を作成した。 2.3.1.6.2.3.2.6 薬品廃棄 期限切れ薬品の廃棄に関する記録 - 月末に棚卸しをし、使用期限を確認している。 - 期限切れがあれば、間違っても使用しないよう区別し、行政の指示に従い処理をする。 薬品廃棄記録のフォーマットを作成した。 - 担当である志田氏に聞き取りを行い、正しく理解していることを確認した。 - これまでは期限切れ薬品の処分は発生していない。	全体に同じ	全体に同じ
		2.3.1.7	抗菌剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。	病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 病気を確認した後に医薬品を使用している。 - 予防的な使用はしないことを聞き取りで確認した。	全体に同じ	全体に同じ
	2.3水産用医薬品の使用	2.3.2	養殖業者	2.3.2.1～2.3.2.7の項目を満たすこと					
		2.3.2.1	農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて適切に使用する。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 以下の手順で適切に投与していた。 ・病状から薬を判断 ・「第30版水産用医薬品の使用について」を確認(毎年最新版を使用) - 医薬品使用は、給餌帳に記録している。	- 海上での成魚飼育は薬品使用あり。 - 給餌帳の記録を確認した。	マダイは種苗生産のみ
		2.3.2.2	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書等を5年間保管する。	水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている	購入伝票、添付文書、品質検査成績書などの確認	合格	- 医薬品の購入伝票を保管していた。	- 薬品購入伝票(請求書) ベネサル(ブラジクアンテル) QTC 2016/9/30 アスカ アトモレート 2016/9/30 アスカ ECプラス 2018/2/21 アスカ	マダイは種苗生産のみ
		2.3.2.3	医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。	保管場所、保管方法を現地審査での確認	合格	- 医薬品は施錠可能な場所に適切な状況で保管をしていた。	全体に同じ	マダイは種苗生産のみ
		2.3.2.4	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生質、使用量、使用期間終了日等を記録し、5年間保管する。	使用年月日、使用生質、使用量を使用ごとに記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 医薬品は、飼育ノート、稚魚育成データ、給餌帳に記載している	- 給餌帳で使用薬品記録を確認 クロマグロ用 ベネサル(ブラジクアンテル) QTC アトモレート	マダイは種苗生産のみ
		2.3.2.5	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。(添付がある場合は品質検査成績書の確認)	合格	- ワクチン使用なし	全体に同じ	マダイは種苗生産のみ
		2.3.2.6	使用期限の切れた医薬品は、適切に廃棄し廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する	写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	合格	- 以下の手順を作成した。 2.3.1.6.2.3.2.6 薬品廃棄 期限切れ薬品の廃棄に関する記録 - 月末に棚卸しをし、使用期限を確認している。 - 期限切れがあれば、間違っても使用しないよう区別し、行政の指示に従い処理をする。 薬品廃棄記録のフォーマットを作成した。 - 担当である志田氏に聞き取りを行い、正しく理解していることを確認した。 - これまでは期限切れ薬品の処分は発生していない。	全体に同じ	- マダイの成魚飼育はなし
		2.3.2.7	抗菌剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。	病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 病気を確認した後に医薬品を使用している。 - 予防的な使用はしないことを聞き取りで確認した。	全体に同じ	マダイは種苗生産のみ
	2.4逃亡管理	2.4.1	種苗生産者						
		2.4.1.1	飼育魚の逃亡や飼育施設への天然魚の侵入を防止するための適切な対策を講じる。	飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされている	写真及び現地審査での逃亡防止策の確認	合格	- 海上施設では以下の逃亡対策を実施していた。 死亡魚を捕る際にダイバーが網破れをチェックしすぐに補修 クロマグロ ジャンプネット(ジャンプアウトを阻止) クロマグロ(小さいとき) マダイ 天井網 陸上に網を上げたときにチェック、修理 - 陸上施設は逃亡の可能性はなし。	- 海上施設では以下の逃亡対策を実施していた。 死亡魚を捕る際にダイバーが網破れをチェックしすぐに補修 クロマグロ ジャンプネット(ジャンプアウトを阻止) クロマグロ(小さいとき) マダイ 天井網 陸上に網を上げたときにチェック、修理 - 陸上施設は逃亡の可能性はなし。	マダイは種苗生産のみ
		2.4.2	養殖業者						
		2.4.2.1	飼育魚の逃亡や網外から天然魚の進入などを防止するための適切な対策を講じ、同ロットで管理された魚の不明魚率が20%以下となるようにする。不明魚率20%以上が3回連続した場合は認証をしない。但し台風等の大規模災害の影響があった場合は除外する。	飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされており、不明魚率が20%以上を超えていない。	写真および現地審査での逃亡防止策の確認 過去の飼育管理記録等による不明魚率の確認	合格	- 逃亡防止策を現地審査で確認した	- 以下のケースで不明魚率を確認した 1) ヨコウ UR2のケース 不明魚率2.4% 2) 成魚 14年産 不明魚率5% - サンプルとして確認した不明魚率は、要求事項の許容内であった。	マダイは種苗生産のみ

大項目	中項目	番号	項目	評価根拠	必要となる根拠資料	合格条件付合格不合格 N/A(適用外)	全体	クロマグロ	マダイ	
	2.5魚類福祉	2.5.1	飼育魚は魚種ごとに適切な条件下で飼育する。	飼育状況を記録し、魚を健全な状態に保ち飼育している。	魚が健全な状態にあることを示すもの(魚病発生頻度に関する書類など)	合格	- 適切な環境保持のために以下を実施。 水温、DO、透明度を毎日計測 作業いかた設置による確実な魚の状態の観察 病気感染が疑われる場合には早く対応することで拡大を防止している。	全体に同じ	全体に同じ	
		2.5.2	飼育に関わる全ての作業者は飼育魚の健康と福祉の維持における役割や責任を認識し、飼育魚の健康と福祉に関する情報収集を積極的にを行い、飼育に反映させる。	魚類福祉に関する勉強会の開催、積極的な情報収集を実施している。	勉強会開催等の記録の確認	合格	- 五島市主催赤潮講習の参加記録を確認した。 2018/2/26 於 五島振興局 研修会テキスト、出席連絡表 - 近大での研修実施を確認した。 魚にストレスを与えない給餌方法について 2017-2018に複数回実施 - 近大と月1回のミーティングを実施しており、勉強の機会を得ていることを聞き取りで確認した。 - 2018/4/14 にパワーアップミーティングを実施。 へい死を減らす、環境に良い飼育 飼育改善のWS 出席者リスト、資料、写真を確認した	全体に同じ	全体に同じ	
3. 環境配慮	種苗生産者	3.1.1	種苗生産施設および養殖施設の設置場所は法的に認められ、魚類飼育に適切と考えられる場所である	施設の設置場所が法的に認められていること(建築基準法・自然公園法など)	施設の概要と周辺を含めた位置図 施設の新設の場合建築基準法・自然公園法等の法令に違反していないことを示す書類保有と現地審査による存在の確認	合格	- 漁場は規制対象地域ではなく、漁協より区画漁業権が与えられ漁業実施が認められている。 - 近隣に工場、焼却場、ホテルはなく、良好な漁場環境が保たれる地域である。 - 台風は年に1-2回はある。予想により対策をとり、著しく大きな影響はなかった。 - 赤潮の発生はある。(発生時期は春先、秋口) 五島市の情報を得て餌止めをするなど対策をとっている。	全体に同じ	全体に同じ	
				養殖場の設置場所が法的に認められていることを示す書類(区画漁業免許)漁場周辺の工場や河川を示す図 漁場の配置図、生質の構造図	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	合格	- 全体の地域図、生質配置図(昼寝ヶ浦、山浦、河原浦、浅切)を確認した。 - 各漁場ではNo.1から番号付けされている。 - 給仕帳で、飼育内容(どの漁場、生質に何が飼育されているか)が確認できる。 - 五島漁業協同組合との漁業権行使契約書を確認した。	- 五島漁業協同組合との漁業権行使契約書(以下は最新更新日) H27/3/1 昼寝ヶ浦・山浦 (クロマグロ) H27/3/1 河原浦 (クロマグロ)	- 五島漁業協同組合 漁業行使権決定通知 H26/7/1 浅切 (マダイ)	
		3.2.1	種苗生産施設および養殖施設は、その周辺海域の環境保全に留意し、国内法(日本国:持続可能な養殖生産確保法)・告示あるいは国際法規に基づき環境保全対策が計画・実施されている。	3.2.1.1および3.2.1.2の項目を満たすこと						
	種苗生産者	3.2.1.1	種苗生産施設では、排水の水質検査を定期的(年4回以上)に行い、水温、DO、窒素、リン、有機物(COD)などを測定し記録する。	排水の水温、DO、窒素、リン、有機物(COD)などの測定値(年4回以上)	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	合格	- 水温、DO、透明度は計測しており、稚魚育成データ、給餌帳に記載している。 - 窒素、リン、CODは公的には測定は求められておらずこれまで未実施だったが、これから測定開始する予定である。 購入した計測キットを確認した。 - 年に4回 定期的に実施する予定。(計測時期はこれから検討するが、5月ごろから実施開始を想定)	全体に同じ	全体に同じ	
	養殖業者(中間的育成を行う養殖業者も含む)	3.2.1.2	養殖施設においては飼育尾数、給餌量および漁場環境(水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮、有毒プランクトンの発生)など定期的なモニタリングと記録を行う(漁協や都道府県で調査されている場合はそのデータ)*水質検査などは測定方法や用いた機材についても記録すること	飼育尾数、給餌量の記録 自社あるいは行政・漁協による水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮・有毒プランクトン情報などの測定値と記録 漁場改善計画が設定されている場合はその関連書類	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	合格	- 飼育尾数、給餌量は、稚魚育成データ、給餌帳に記載。 - 水温、DO、透明度は日々計測し合わせて記載。 2018/4の昼寝ヶ浦、浅切の給餌帳を確認した - 計測は、通常は作業いかた前(湾の奥)で定点観測。(海流的に悪い数値が出やすい場所を選択) - プランクトンが増える時期(春、秋)は5箇所くらいでプランクトン量を測定。 - 現在の計測地点で、必要かつ適切な情報は入手できると判断している。 - 異常値が測定の際は速やかに電話連絡をする。 - 赤潮、有毒プランクトンは五島市から情報がくる。 - 底質は長崎県が最低年1回確認。(船で同行し検査) - 2017/5/23-324 ニチモウが測定した硫化物のデータ記録を確認した。 - 「長崎県からの情報2017/11/8 有毒赤潮プランクトンの出現情報について(注意喚起)」を確認した。 - 情報を基に給餌、餌止め、引き潮等潮の流れに注意している。 - 満ち潮時は湾奥にたまるので注意している。 - DO計(溶存酸素を回る機械)を確認した。 - 必要な情報は十分得た上で判断、実施していると判断できた。	- 全体に同じ	- 全体に同じ	
				水産用医薬品や魚網防汚剤の使用は2.飼育管理 2.3項(水産用医薬品の使用)の規定により、法令や告示に基づいて行い記録する。また使用にあたり周辺環境への影響を最小限にする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)に基づき適切に使用されている	使用記録票・使用指導書の保有と現地審査による存在の確認	合格	- 魚の様子、泳ぎ方を見て給餌し、異常の有無を判断。 - 病気にかりやすい時期は注視し、発生したら早めに対処している。 - 釣菌検査の上、農水省の水産用医薬品 第30版から使用薬をトップが判断している。 - 水産薬品会社から法律に準じて購入・使用している。 - 薬品は必要最低限使用。(魚体重と匹数で量を決定) - ワクチン、麻酔薬は使用しない。(過去にはあるが今はなし) - 休業期間、投薬量等を担当が管理している。 - 防汚材、防染材は業者に委託している。 粕谷製網、日伸産業 - 期限過ぎているものがあれば誤使用がないよう明確に表示して廃棄処分する予定。(これまでは発生なし。) - 廃棄の際は五島市の法令に従う。	- 給餌帳で使用薬品記録を確認。 クロマグロ用 ベネサル(ブラジクアンテル) QTC アトモレート 購入伝票(請求書) 2016/9/30 アスカ - 毎月棚卸しと際使用期限を確認 - 栄養剤 給餌帳記録、月末棚卸し 購入伝票(請求書) マグロ用ECプラス 2018/2/21 アスカ	- 給餌帳で使用薬品記録を確認。 マダイ用 - タイメトン粉末 配合飼料と混ぜて 購入伝票(請求書) 2018/2/16 アスカ - マリンサーワー シートで希釈したものを 購入伝票(請求書) 2018/3/31 アスカ
				養殖用資材・死亡魚等は法令・告示・ガイドラインに則り適切に処理し、管理表を保管する。	資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)や環境省:漁業系廃棄物の処理についてのガイドラインに則り適切に処理されている。	死亡魚の処理や廃棄物処理業者との取引伝票や産業廃棄物管理票(マニフェスト)などの保有と現地審査による存在の確認	合格	- 死亡魚は缶に入れて冷凍保管し、月3-4回漁協に依頼して回収している。 - 死亡魚を冷凍保管する缶を確認した。 - 死亡魚回収の伝票を確認した。 2018/3/7引取り分 2018/3/31 五島漁協 請求書 - 五島市では養殖場での死亡魚は一般ごみのためマニフェスト不要。 - 今後産業廃棄物処理が必要なものが発生した場合は、産廃業者と契約し適切に処理する予定。	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	3.3環境影響低減への対策	3.3.1	種苗生産および養殖はその関連施設を含め周囲の環境に十分配慮し、野生動物の生息に及ぼす影響を最小限にする手段を講じる。	日本国:鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)、絶滅の恐れのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)、文化財保護法、生物多様性基本法、自然公園法、自然環境保全法	法令違反による罰則歴がないこと 罰則歴がある場合は是正するための必要な処置をとり監督機関により確認されていることを示す資料の保有と現地審査による存在の確認	合格	- これまで立ち入り等は受けておらず、外部からの指摘・苦情はなかった。	- 全体に同じ	- 全体に同じ	
国際条約:生物の多様性に関する法律(生物多様性条約)、絶滅の恐れのある野生動物の種の保存に関する法律(ワシントン条約)、二国間渡り鳥条約・協定				逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小限にするよう対策を講じている	対応策を示す書類と画像の保有と現地審査による存在の確認	合格	- 海上施設では以下の逃亡対策を実施していた。 死亡魚を捕る際にダイバーが網破れをチェックしすぐに補修 クロマグロ ジャンプネット(ジャンプアウトを阻止) クロマグロ(小さいとき) マダイ 天井網 陸上に網を上げたときにチェック、修理 - 陸上施設は逃亡の可能性はなし。	全体に同じ	全体に同じ	

大項目	中項目	番号	項目	評価根拠	必要となる根拠資料	合格条件付合格不合格 N/A(適用外)	全体	クロマグロ	マダイ	
4. 飼・餌料	4.1法令順守	4.1.1	飼・餌料は国内で正規に流通するものを用い、国内の法令および告示・ガイドラインを遵守する。	国内の法令及びガイドラインを遵守している。	下記項目にある資料の保管と現地審査による現場確認	合格	- エサは、必ず売買契約書を交わして購入。 - 法的に適切なものであることを確認している。 - 配合飼料 2種類は特注。 - 生餌（サバ、イワシ、イカナゴ、アサ）情報を確認した。 - 生餌は原産地規制はない。	全体に同じ	全体に同じ	
		4.2.1	飼料および飼料添加物は、購入記録・産地証明書・品質証明書などを保管する。	購入業者より納品書・産地証明書・飼料安全法で求められる内容を記した品質保証書などを入手している。	トレーサビリティが確保できる資料の保管と現地審査による現場確認	合格	- 餌の購入は、法的に適切であることを確認し購入していた。	- 配合飼料 2種類は特注品を使用。 - 購入記録を確認した。 - 中部飼料 2014/11/19 配合飼料の品質証明書 マクロマッシュ / マクロEP 3/4/5/6/18号 2018/3/1付け豊田通商請求書を確認した - 施錠可能な保管庫で管理している。 - 獣害被害なし。	- 餌は配合飼料 ピアゴールド 0/1/2号 ニューアルテック K-2/K-3/K-4 ニューうみめ後期 EP-0 - 日清丸紅から購入した記録を確認した。 ピアゴールド 2018/3/31 請求書 養魚用飼料の品質証明書 2018/4/18	
		4.2.2	生餌は、魚種・漁獲時期・漁場および保管場所が明らかであり、それを証明する書類を保管する。	生餌購入業者より、購入明細等、漁獲産地の確認できる書類を入手している。	トレーサビリティが確保できる資料の保管と現地審査による現場確認	合格	- 生餌の購入は、法的に適切であることを確認し購入していた。	- 冷凍生餌（サバ、イワシ、イカナゴ、アサ）→冷凍庫 - 生餌の産地を確認した。 冷中国イカナゴ 売買契約書 H30/4/30までに引き渡し分 佐世保飼料供給センター 冷サバ 長崎県産 H30/3/2付け 世保飼料供給センター	生餌使用なし	
	4.2飼料のトレーサビリティおよび透明性の確保	4.2.3	生物餌料は自家培養を用いた飼料・飼料添加物および市販の生体、冷蔵、冷凍、乾燥品の生産地から納品までの過程において適正に管理したことを示す証明を納入業者から得るものとする。	生餌購入業者より、購入明細等、漁獲産地の確認できる書類を入手している。	トレーサビリティが確保できる資料の保管と現地審査による現場確認	合格	- 生物餌料の購入、生成記録は適切になされていた。 - 生物餌料購入の記録を確認した。 H27/4/30 アーミン近大 請求書 ワムシ - 現場で適切な管理を目視確認した。	全体に同じ	全体に同じ	
		4.3.1	飼料、飼料添加物、生餌および市販の生物餌料の保管場所には衛生動物による被害の対策が施されており、給餌給与まで適切に保管管理されている。	飼料その他添加物等の保管場所は衛生動物による被害の対策が施され給餌給与まで適切に管理可能である。	図や画像を含めた保管方法を示す資料の保管と現地審査による現場確認	合格	- 飼料は施錠可能な保管場所にて保管していた。 - 生餌の保管場所である冷凍庫を確認した。 - 生物餌料の保管場所である冷蔵庫を確認した。	全体に同じ	全体に同じ	
		4.3.2	生物餌料の自家培養にあつては、それに施す栄養素および添加物についても本項各条項に則り、適切に管理を行う。また野外にてその栄養等を自家培養する場合においては周囲からの汚染物についても留意し、当該地域において72時間以上連続で外出制限が加えられている場合は使用しない。	周囲の環境汚染防止	図や画像を含めた培養方法を示す資料の保管と現地審査による現場確認	合格	- 陸上種苗生産施設のある事業場で生物餌料を生成。 - 屋外の生物餌料生成施設はない。 - 生物餌料の培養方法の資料と現場を確認した。	全体に同じ	全体に同じ	
	4.3飼・餌料の使用および管理	4.3.3	生餌ごとに使用した飼・餌料や飼料添加物、薬品等の製品名や使用量を記録するとともに、常に提示できる状態にする。	生餌ごとの飼・餌料、飼料添加物、薬品などの使用量を記載している。	飼育野帳あるいは飼育履歴書の保管と現地審査による現場確認	合格	- 飼育データ、稚魚育成データ、給餌帳に全て記録している。	- 稚魚育成データを確認した。 昼寝 2-3kg 2017夏に生まれた1年もの 2018/4/16 イワシ、配合飼料EP5、マッシュを給餌 2018/4/16 ベネサル投与開始 - 食用として販売する際には、薬を投与しない時期は確認の上対応している。	- 稚魚育成データを確認した。 2018/4/5 ピアゴールド2号 給餌 2018/2/21 ダイモン 投与	
		4.4.1	飼・餌料効率の改善に取り組んでおり、目標値を設定するなど、改善・実行・管理に取り組んでいる。	現状の効率を把握し、改善目標が設定されている。	現状の効率と改善目標を示した資料の保管と現地審査による現場確認	合格	- 給餌改善目標を設定している。 - 給餌量と成長度合いを管理しており、効率を高める努力をしている。 - 週のミーティング、朝礼等で共有。	- クロマグロ成長予測を作成し、効率的な給餌の目標を設定している。	- マダイは開始したばかりなのでデータ取得の段階。 - 今後効率化に向けていく予定。	
		4.4.4	飼・餌料効率の改善に取り組んでおり、目標値を設定するなど、改善・実行・管理に取り組んでいる。	現状の効率を把握し、改善目標が設定されている。	現状の効率と改善目標を示した資料の保管と現地審査による現場確認	合格	- 給餌改善目標を設定している。 - 給餌量と成長度合いを管理しており、効率を高める努力をしている。 - 週のミーティング、朝礼等で共有。	- クロマグロ成長予測を作成し、効率的な給餌の目標を設定している。	- マダイは開始したばかりなのでデータ取得の段階。 - 今後効率化に向けていく予定。	
	5. 食品安全	5.1施設と水環境	5.1.1	種苗生産・養殖において、人体に悪影響を及ぼす水環境で養殖をしてはならない。	人体に悪影響を及ぼす水質でないこと	定期的な水質調査で確認。 検査項目は3環境配慮 3.2.1項に準ずる。	合格	- 陸上施設では、海水をくみ上げて過剰使用。 - 海上では、水温、DO、透明度を確認。 適切な水環境であることを確認できている。 - 発電機、コンプレッサーを使用する際には、汚染オイル流出のないように配慮している。 - 海水環境をよくするため、海藻・二枚貝を育成している。	全体に同じ	全体に同じ
			5.1.2	種苗生産施設・養殖施設や設備は、廃棄物や動物・人間の排泄物による養殖水の汚染を最低限にすることを目的とした管理がなされている。	養殖水の汚染源の管理がされている	産業廃棄物管理表（マニフェスト）、浄化槽保守点検記録票で確認	合格	- 浄化槽は設置している。 - 法定点検を実施していた。 長崎県浄化槽協会 浄化槽法廷検査結果書 H29/10/30 浄化槽保守点検記録表 (2017/5/19) 浄化槽清掃記録表(2017/5/17) - 産業廃棄物に該当するものは発生していない。	全体に同じ	全体に同じ
			5.1.3	種苗生産施設、養殖施設や作業場所は衛生動物による汚染を最小限にする対策を講じている。	衛生害獣、害虫からの汚染を最小限にする対策を講じている	衛生害獣・害虫対策の実施状況を写真あるいは現地審査で確認	合格	- 生餌に鳥よけの天井網を設置 - 鼠被害は発生していない	- 生餌に鳥よけの天井網を設置 - 魚体が大きくなったら被害発生しないためはずしている	- 生餌に鳥よけの天井網を設置
5.1.4			従業員に施設、製品に関連する衛生管理の教育訓練を定期的実施し、記録する。	従業員に施設・製品の衛生管理に関する教育訓練を定期的実施している	従業員への教育訓練の記録の確認	不合格 ↓ 合格	- 安全衛生に関して、以下の機会に従業員へ情報提供・教育がなされていた。 定期的な清掃 事務所、施設でも実施 豊田通商の計画と実施を確認（「実施」と記載はあるが、内容や日時、対象者等は記録なし。） 商品の取り扱い等安全衛生面は朝礼で共有 近大での研修を社員に展開（ミーティング、ビデオ、OJTでの共有） 作業手順書：衛生管理基準、労災防止管理手順 トレーニングに該当する内容を含んでいるが、実施記録はなく内容や日時、対象者が明確に確認ができない。（不合格） → 教育訓練記録を作成した。不合格を解除とする。（2018/6/1 解除）	全体に同じ	全体に同じ	
5.2製品の取り扱い		5.2.1	出荷対象魚の水揚げ、輸送などに関して、物理的損傷又は魚体に対するストレスを最低限にするために、適切な管理と手法を行う。	製品の損傷を最小限にするための最適な管理と手法が行われている	製品の損傷度の写真あるいは現地審査で確認	合格	- 極カストレスを与えず損傷を押さえる方法で実施	クロマグロ種苗（ヨコワ） - 生餌から小割生餌、活魚船に入れる。 - 出荷トンネルでいためないようにする（網を使わず） - ゆっくりと作業をすることで魚体をいためない。 - 活魚船の活間を適切に分配して過密を避ける。 クロマグロ成魚 - 一尾ずつ吊り上げる。 - 電気ショックは熟練者が行うよう固定メンバーとしている。 - この後GG作業も短時間で行う。 - ビデオでヨコワ出荷、成魚GG処理と出荷の様子を確認し、適切に行われていたことを確認した。	マダイ種苗 - 選別作業は、近畿大学に研修に行き学び同じ手法を実施している。 - 動画を社内共有。 - 選別の見極め、極力触らない、ストレスを与えない。	
	5.2.2	出荷対象魚の劣化、汚染を最小限にするための措置が講じられている。	製品の劣化、汚染を最小限にする措置を講じている	現地あるいは写真での衛生管理状況の確認	合格	- 安全面、衛生面の配慮がなされていた。	クロマグロ - 船上でGG作業を行う動画を確認した。 生餌から取り上げて短時間で船上で氷水につけ、劣化を極力抑えていた。 安全面、衛生面の配慮がなされていた。 陸揚げ後、荷捌き所での計量も速やかに行っている。 GG以上の処理は行わない。 輸送中(2-3日)の温度管理をしている。	マダイ出荷 - 小割生餌をつけて網で救い、ベルトコンベア上で選別、生餌に移し納品することを確認した。 - 後は活魚船を使用する場合は、情報を収集し出荷方法を検討する予定である。		
	5.2.3	養殖場は出荷対象魚について、使用した飼料及び飼料添加物の購入記録・産地証明書・飼料品質証明書などで原料原産地、飼料安全法の基準に合致しているか確認を実施する。また、医薬品を使用した魚を水揚げする場合、休業期間が終了していることを確認し、記録する。	各書類による資料安全法の基準に合致しているか、投薬を実施した魚の休業期間の確認。	飼料品質証明書、水産用医薬品使用記録、飼育帳の確認	合格	飼料品質証明書、水産用医薬品使用記録、飼育帳を確認し、適切な運用、管理を確認した。	全体に同じ	全体に同じ		

大項目	中項目	番号	項目	評価根拠	必要となる根拠資料	合格条件付合格 不合格 N/A(適用外)	全体	クマガロ	マダイ
6.安全衛生・労務管理	6.1安全衛生の維持と適切な労働環境の提供	6.1.1	安全衛生に関し、安全衛生責任者を任命し労働者の安全衛生に配慮した労働環境および器具を提供する。	安全衛生責任者を任命し、安全衛生に配慮した環境、器具を提供している	安全衛生責任者を任命しているか、器具の提供がなされているか書面または現地審査での確認	合格	- 安全衛生責任者は、代表取締役である。 - 以下が支給されている。 ヘルメット、手袋、鉄板の入った安全長靴、ライフジャケット、 カッパ - 作業用いかだを設置し、安全性、作業効率性向上がなされていた。 - ポーラー生質は歩行路が設置され、安全に活動でき、飼育魚の様子もよく把握できる状況であった。 - 聞き取りや現場目視から、徹底した安全対策と実行を確認できた。	全体に同じ	全体に同じ
		6.1.2	作業に従事する者は、安全衛生に関して研修を受け記録する。	安全衛生に関する研修を実施し、研修の記録を保持している	研修記録等の確認	推奨事項 ↓ 解除	- 毎年安全活動計画を立て、進捗監理を行っている。 2017年度安全活動計画・進捗監理表 - 豊田通商のゼロ災害会議(月一度) に出席し内容共有。 H2018/3/30 出席記録 朝礼での共有、必要に応じ文書での共有 - 免許取得(安全管理を含む講習あり) 2018/4/更新の資格者一覧表 潜水士、フォークリフト、玉置機、ユニック(クレーン)、 ローラー(巻き上げ機)、船舶免許 - 安全教育を含む巻き上げ講習会 2017/6/12 18名が参加 受講メンバー一覧を確認 本要求事項は、複数の記録を確認できたため合格と判断する。しかし、安全活動計画は、進捗表に「実施」と記録はされているが、具体的な記録はなかった。実施内容(日付、内容、対象者)の記録を残しより確実に伝達、記録、共有することが好ましいと判断するため、推奨事項とする。 → 教育訓練記録を作成した。推奨事項を解除とする。(2018/6/1 解除)	- 全体に同じ	- 全体に同じ
		6.1.3	健康・安全上に関わる環境・事象は記録され、必要に応じ是正措置を講じる。	健康・安全上に関わる環境・事象が発見された場合それらを記録し、必要に応じて是正措置を講じている。	健康、安全上に関わる記録の確認	合格	- 2018/3/22労災発生 船といかだのあいだに指を挟まれた 再発防止対策書が作成・共有された。 - 労災発生時は代表あるいは所長が記録を作成し、豊田通商の水産養殖グループリーダーを通して、豊田通商での安全改善推進室に集約される。 - 豊田通商 安全・改善推進室が安全管理体制の確認を実施した。 2017/6/5-7の実施報告書、ツナドリーム五島調査シート - 安全衛生に関しては、豊田通商グループとして徹底した管理がなされていた。	全体に同じ	全体に同じ
		6.1.4	労働災害について記録し、是正措置を講じる。	労働災害が起こった際にかかるべき対処を講じている	労働災害報告書など労働災害に関する書類の確認	合格	- 2018/3/22労災発生 船といかだのあいだに指を挟まれた 再発防止対策書が作成・共有された。 - 労災発生時は代表あるいは所長が記録を作成し、豊田通商の水産養殖グループリーダーを通して、豊田通商での安全改善推進室に集約される。	全体に同じ	全体に同じ
	6.2国内法・ILO条約の遵守	6.2	国内法(労働基準法、労働安全衛生法)及びILO条約(中核的労働基準)を遵守している。	全ての労働関連法律・施行令・規則及びILO条約(中核的労働基準)を遵守していること					
	6.2.1児童労働の禁止	6.2.1.1	児童労働を禁止する。ただし家族労働における手伝いの範疇は含まない。	義務教育(一般的には15歳)を終了していない者の雇用を禁止する。	被雇用者の生年月日をヒアリング又は書面で確認	合格	- 最年少の社員は21歳である。 - 履歴書、免許証の一覧で確認した。 - 児童労働がなされていないことを目視確認した。	全体に同じ	全体に同じ
	6.2.2強制・拘束・奴隷的労働の禁止	6.2.2.1	雇用者が雇用完了時に被雇用者の給料、財産、便益の一部を差し引くことを禁止する。	雇用者が雇用完了時に被雇用者の給料等の一部を差し引くことは禁止する	雇用者が給与を差し引いていないことを証明する書類を確認	合格	- 従業員への聞き取りで、適切な運用を確認した。	全体に同じ	全体に同じ
		6.2.2.2	雇用者は雇用開始時に被雇用者の身分を証明するパスポート、免許証の原本を引き渡すよう要求してはならない。	被雇用者の身分を証明するものの原本(パスポート、免許証)を雇用者が引き取り管理してはならない	免許証・パスポートの原本を被雇用者が保持していないか引き渡す要求をされていないか現地審査で確認	合格	- 従業員への聞き取りで、適切な運用を確認した。 - 従業員の国籍は日本のみである。	全体に同じ	全体に同じ
	6.2.3職場における差別とハラスメントの禁止	6.2.3.1	いかなる場合においても性別、年齢、人種、地域などについて差別的行為、差別的待遇を禁止する。	いかなる場合も差別的行為、差別的待遇を禁止する。	差別、差別的行為の実態について現地審査、聞き取り調査の実施	合格	- 従業員への聞き取りで、差別はないと判断できた。 - 女性社員にも聞き取りを行った。 差別的行為はなく、従業員同士がサポートしながら働いていることが聞き取りおよび目視で確認できた。	全体に同じ	全体に同じ
		6.2.3.2	ハラスメント行為に対する対応システムを構築する。	ハラスメント行為対応システムが構築され、ハラスメント行為に対応できること	対応システムが構築されているかをヒアリングまたは書面で確認	合格	- 従業員への聞き取りで、ハラスメントはないと判断できた。 - 法令、差別、ハラスメント、環境汚染等の相談窓口が決められている。 SPEAK UP相談窓口 24H365D 電話、ウェブ COCE Global Code of Conduct & Ethics	全体に同じ	全体に同じ

大項目	中項目	番号	項目	評価根拠	必要となる根拠資料	合格条件付合格 不合格 N/A(適用外)	全体	コマダ	マダイ
7社会経済的側面	7.1管理システム	7.1.1	申請者は本認証制度の基準に適合する認証制度管理システムを構築する。管理システムには、長期的目標、管理システムを構築する目的、適合すべき法的要求事項を明記し、不適合があった場合の対応手順を含める。	基準に適合する管理システムを有している。管理システムには長期的目標、管理システム構築の目的、適合すべき法的要求事項を明記している。	現地審査での認証制度を管理するためのシステムが構築されていることの確認	不合格 ↓ 合格	- 以下の文書で、長期的目標、トレーサビリティ管理システムを構築する目的を確認した。 7.1.1 内部ガバナンス - 関係する法律を聞き取りにて確認した。 適合すべき法的要求事項は一覧にはなっていない。(不合格) → 「2018_法的根拠・要求事項を担保する書類_SCSA_TDG」で法的要求事項と適合している資料を示す表を作成した。不合格を解除とする。(2018/6/1 解除)	- 全体に同じ	- 全体に同じ
		7.1.2	申請者は法人格を有する。または、漁業協同組合や商工会議所等の管理機能を有する公的機関に所属する。	法人格を取得、又は公的機関に所属している	法人格を有している、公的機関に所属していることを示すことが出来る書類の確認	合格	- 履歴事項全部証明書(2017/4/1付け)を確認した。	全体に同じ	全体に同じ
		7.1.3	認証制度管理責任者を任命し、管理責任者は、認証機関との連絡、文書や情報の提供、要求事項への適合、改善要求事項への対応などに責任を持つ。また、各工程における人員の役割と機能、意思決定と責任の所在を明確にする。	認証制度における管理責任者を任命、各工程の管理責任者等が明確にされている	認証制度における管理責任者、各工程の管理責任者を現地審査で確認	合格	- 認証制度における管理責任者は代表取締役。 2017/4/1 組織図を確認した - 各工程の責任者を以下の様に聞き取りで確認した COC全般 中村氏、志田氏、澤村氏、松尾氏 陸上施設 孵化、種苗生産、沖出し 宮武氏 海上施設 沖出されたマグロ、成魚、マダイ、海上作業全般 種苗・成魚販売 田中氏 - 7.1.1の文書に管理責任者を記載。	全体に同じ	全体に同じ
		7.1.4	構築した管理システムが適切に運用できているかを継続的に確認するモニタリングのしくみを構築し、実施する。	管理システム運用のための、モニタリングシステムを構築し、実行されている。	モニタリングシステムの手順、記録等の確認	不合格 ↓ 合格	- 1.3.1 モニタリングシステム を文書化した。 - トレーサビリティの確認を以下で実施している。 種魚と成魚のトレーサビリティの確認 種苗経歴証明書と給餌帳の確認 種苗経歴書作成の際のトレーサビリティ確認 - それ以外のSCSA要求に対するシステムは、3) ③でモニタリング。毎年3月に実施予定。 - 以下の運用は、モニタリングの実施と評価できる。 安全面のモニタリングを毎日実施し朝礼でフィードバック 月次で事故発生報告と労働時間報告 トレーサビリティの確認は、現状実施をしていることと文書化した手順 1.3.1 3) ①②に乖離がある。適切な文書化がなされていない。(不合格) → 「1.3.1/1.3.2 モニタリングシステム」を変更し、トレーサビリティの確認ならびにSCSA要求の確認を含む文書化した手順を作成した。不合格を解除とする。(2018/6/24)	全体に同じ	全体に同じ
		7.1.5	構築したモニタリングシステムが適切に運用されているかを確認する。	構築したシステムが適切に運用されていることを確認している。	モニタリングシステムの手順、記録等の確認	合格	- 1.4.1 レビュー 手順の文書化を確認した - 給餌帳は、ミーティングをしてレビューの上改善を行っていた。 - モニタリングの理解は正しくされていることを、聞き取りで確認した。 - レビューの内容は、モニタリングの内容と同じと想定していることを聞き取りで確認した。	全体に同じ	全体に同じ
		7.1.6	確立した管理システムの有効性評価のため、年一回以上の定期的な内部監査を行う。	内部監査の手順が組織内に存在する。	内部監査要綱など内部監査に関する書類、記録等の確認	不合格 ↓ 合格	- 1.5.1 内部監査 及び内部監査チェックリストを確認した。 手順は構築されているが、未実施であった。(不合格) → 2018/5/7に内部監査を実施し、記録を提出した。適切な運用が出来る状況であることを自身で確認できていた。 不合格を解除とする。(2018/6/1 解除)	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	7.2社会面への配慮	7.2.1	申請者は地域社会、利害関係者からの苦情に対処し、解決に向けた透明性のある協議の手順を構築する。	苦情に対する協議の手順が存在する。	苦情対応手順を現地審査、過去の対応例をヒアリング	合格	- 7.2.1 地域からの苦情処理手順 苦情処理対応マニュアルを構築した。 - これまでは苦情異議申し立てはなかった。 - 今後受けた場合は、内容記録の上リーダー・マネジメント層への報告を行う。 - 社内での処理(作成・報告ライン等)についても、明確に文書化された。	全体に同じ	全体に同じ
		7.2.2	申請者は持続可能な養殖業の発展のため従業員に対して経済的、社会的インセンティブを提供できるよう努める。	持続可能な養殖業発展のために経済的、社会的インセンティブを提供できるような体制を整える	社内の従業員待遇が関連法規に違反していないことを示す(就業規則等)。	合格	- 持続可能な養殖業を五島から世界に発信するという気概を持ち取り組んでいる。 - 会社の方向性や方針、考え方は朝礼等で周知し、浸透している。 - 就業規則を確認し、適切な内容が含まれていた。 - 入社時には配布され 現場事務所にも設置されている。	全体に同じ	全体に同じ
		7.2.3	申請者は利害関係者の慣習、法的権利を尊重する。	利害関係にある人々の慣習と法的権利を尊重する。	漁協等を通じ調和がとれていることを示す(漁協所属の場合は組合員資格証など)。直接許可の場合は周囲関係者との合意関係書類。	合格	- 漁業権を適切に維持している。 - 苦情は受けていない。 - 地域のイベント(年約10回のお祭り・マラソン)に参加。 - 24名中20名弱は地元採用。 - 県、漁業組合とは良好な関係を維持している。	全体に同じ	全体に同じ
		7.2.4	申請者は資源と漁場環境改善のための情報の収集に支援、協力する。	資源と漁場環境改善のための情報の提供、収集の依頼を求められた際には、情報の提供、収集への協力を行う	求められた場合は、協力を実行した事実を示す書類。	合格	- 赤潮情報、底質検査等で協力している。 - 海の日のイベント、えさやり体験ツアーなど依頼には積極的に協力している。	全体に同じ	全体に同じ
		7.2.5	申請者は全ての国内法、条例を遵守する。	養殖業操業に関連するすべての法律を遵守している	関連法・条例を遵守していることを示す書類等の確認	合格	- 関係する法律を遵守している。 - 県、市、漁協からの情報の入手と共有を行っている。 - 朝礼での共有 事務所等での掲示は徹底されていた。 - 法令遵守は、現場リーダー、所長代理、代表取締役による確認が行われていた。 - 豊田通商との連結決算、監査法人監査を受けている。	全体に同じ	全体に同じ